

獣医師修学資金制度(島根県)

島根県の場合、月々の給付額は同じですが、就職希望先に合わせて、次の3種類の修学資金制度を準備しています。



家畜の診療獣医師を希望

獣医師養成確保修学資金給付事業

事業主体：(公社)島根県畜産振興協会

給付対象：**臨床獣医師を目指す獣医系大学生**
(NOSAI家畜診療所等)

給付額：10万円/月(国公立)

(上限) 18万円/月(私立)

補助割合：県費1/2 国費1/2

募集人数：若干名

島根県職員獣医師を希望

島根県農林水産部獣医師修学資金

(獣医師養成確保修学資金給付事業)

事業主体：(公社)島根県畜産振興協会

給付対象：**公務員を目指す獣医系大学生**
(農林水産部)

給付額：10万円/月(国公立)

(上限) 18万円/月(私立)

補助割合：県費1/2 国費1/2

募集人数：若干名

いずれも出身県は問いません。

1～6年生の全学年が対象です。

申し込み年度の4月に遡り給付します。

島根県獣医師修学資金

事業主体：島根県

給付対象：**公務員を目指す獣医系大学生**
(健康福祉部・農林水産部)

給付額：10万円/月(国公立)

18万円/月(私立)

補助割合：県費10/10

募集人数：2名

返還免除の条件

島根県内の家畜の診療施設または島根県職員として獣医師業務に修学資金の給付期間の5/3倍(12万円以上給付者)、3/2倍(5～12万円給付者)あるいは5/4(5万円以下給付者)の期間従事すれば返還は免除となります。

償還が発生する場合

- ・給付が取り消された場合
- ・獣医師国家試験受験資格を取得した日から2年以内(国試浪人は1年のみ可)に免許取得ができなかった場合
- ・返還免除の条件に相当する期間、島根県内において獣医師業務に従事しなかった場合
【加算金(年10～10.95%)を付加する場合があります。】

問い合わせ先

公益社団法人 島根県畜産振興協会 家畜衛生部 品川

TEL:0852-24-8219 FAX:0852-21-4481

E-mail:shinagawa-yuta@shima-chiku.or.jp